

大阪市北区梅田三丁目3番20号

## 椿本興業株式會社

取締役社長 椿 本 哲 也

### 第113回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番20号  
明治安田生命大阪梅田ビル29階（当社会議室）  
（末尾の「株主總會会場ご案内図」をご参照ください。）

#### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主總會参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsubaki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、政府の各種経済政策や日銀の追加金融緩和のもと、企業収益においては比較的堅調であったものの、個人消費は力強さを欠き、企業の設備投資意欲も弱含みで推移いたしました。

世界経済は、米国では個人消費などの内需を中心に底堅く推移し、欧州でも緩やかな景気回復が見られましたが、中国経済の減速が鮮明になり、この影響からアジア新興国も成長が鈍化し、国際情勢の不安も加え、不透明な状況で推移しております。

このような設備投資マインドの盛り上がりを欠く中、当企業グループでは、自動車関連、新エネルギー関連、半導体関連、環境関連、食品関連、運輸・物流関連、航空機製造関連業界に対して、営業協業体制を強化し、積極的営業展開を行った結果、売上高について、前期を上回ることができました。

利益面では、営業費用の節減に努めたことなどで、営業利益、経常利益については前期に比べ増益となりました。これらの増益を受け、親会社株主に帰属する当期純利益においては、大きな特別損失が発生しなかったこともあり、前期に比べ増益となり、連結ベースで過去最高益となりました。

連結受注高	914億90百万円 (前期比106.1%)
連結売上高	887億11百万円 (前期比102.2%)
連結営業利益	22億98百万円 (前期比106.4%)
連結経常利益	24億28百万円 (前期比102.6%)
親会社株主に帰属する 連結当期純利益	15億36百万円 (前期比107.6%)

### 東日本本部

当本部は、北海道・東北・甲信越・関東地区が担当エリアであり、全体の売上高の約37%を占めております。

当連結会計年度は、自動車生産の海外現地化の影響で自動車部品需要が冷え込んだものの、半導体、物流、食品、新エネルギー関連、自動車関連、化学業界の設備投資の増加に支えられ、その売上高は、330億41百万円 (前期比102.8%) となりました。

## 西日本本部

当本部は、東海・北陸・関西・中国・四国・九州地区が担当エリアであり、全体の売上高の約42%を占めております。

当連結会計年度は、鉄鋼、液晶業界等では設備投資の足踏みが見られるものの、業績好調な医薬、航空機製造、食品関連、産業機械、自動車関連、運輸、環境関連業界向けの設備および部品需要の増加に支えられ、その売上高は、370億40百万円（前期比102.0%）となりました。

## 開発戦略本部

当本部は、当企業グループ全体の海外ビジネスやマテリアルビジネスを担当し、それらビジネスの拡大や、制御・センシングビジネスに向けた新商品の開発にも取り組んでおり、その売上高は全体の約21%を占めております。

当連結会計年度は、中国やアジア新興国の経済減速で海外における自動車関連設備等の投資が伸び悩みましたが、介護・衛生関連商品の需要回復と国内外で紅茶包装機等の売上が増加したことで、その売上高は、186億30百万円（前期比101.6%）となりました。

## セグメント別連結売上高

セグメント	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
東日本本部	32,151	37.0	33,041	37.2	102.8
西日本本部	36,316	41.8	37,040	41.8	102.0
開発戦略本部	18,338	21.2	18,630	21.0	101.6
合計	86,806	100.0	88,711	100.0	102.2

## 2. 設備投資ならびに資金調達状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	―百万円
差引額	3,000百万円

### 3. 財産および損益の状況の推移

#### (1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第110期 (自 平成24年 4月 至 平成25年 3月)	第111期 (自 平成25年 4月 至 平成26年 3月)	第112期 (自 平成26年 4月 至 平成27年 3月)	第113期 (当連結会計年度) (自 平成27年 4月 至 平成28年 3月)
受 注 高 (百万円)	82,045	86,542	86,216	91,490
売 上 高 (百万円)	81,408	82,134	86,806	88,711
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	504	1,483	1,427	1,536
1株当たり当期純利益 (円)	15.68	46.12	44.41	48.29
総 資 産 (百万円)	47,825	48,425	57,939	52,833
純 資 産 (百万円)	12,027	14,717	17,527	16,735
1株当たり純資産額 (円)	370.04	451.54	543.67	518.69

#### (2) 当社の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第110期 (自 平成24年 4月 至 平成25年 3月)	第111期 (自 平成25年 4月 至 平成26年 3月)	第112期 (自 平成26年 4月 至 平成27年 3月)	第113期(当期) (自 平成27年 4月 至 平成28年 3月)
受 注 高 (百万円)	75,159	79,841	79,830	82,489
売 上 高 (百万円)	75,099	75,409	80,567	81,549
当期純利益 (百万円)	343	1,757	1,262	1,437
1株当たり当期純利益 (円)	10.67	54.56	39.28	45.16
総 資 産 (百万円)	45,774	45,986	54,824	49,822
純 資 産 (百万円)	9,834	12,556	15,026	14,358
1株当たり純資産額 (円)	305.24	389.78	472.10	451.21

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を、「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。  
また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

#### 4. 対処すべき課題

##### ① 人材の育成と活用

自部門の商品だけでなく幅広い商品知識を身につけた営業社員を育成し、顧客満足度を高めると共に、より効率的な営業に取り組んでまいります。更に、大きく変わろうとしている産業構造の変化の中で、技術商社として、お客様と一緒にその変化に対応していけるパートナーとなれる人材を育成してまいります。

また、技術室を中心に技術力の向上、技術の継承、不具合による損失の防止に努めてまいります。

##### ② エリア制によるビジネスの拡大

依然として生産拠点の国際化が進む中で、国内営業基盤を更に強化するためにも、当社が納入した物件のデータベース化をはかり、取り換え需要を確実に受注できる仕組み創りを進め、国内の空洞化に対処してまいります。

更に、アジア新興国を中心に発展状況を見ながら積極的に拠点展開をはかり、海外のお客様に対しても国内と同様のサービスを提供できる体制を整えてまいります。

##### ③ 取扱商品の拡大

商社のメリットを最大限に活かし、お客様の常に変化している設備環境に対応しながら、更に先行需要を見越した省力化、省人化をテーマに商品開発を進めてまいります。

以上を課題として、収益面では、コスト管理強化等により経営効率の向上をはかると共に、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスならびにその基盤となる内部統制システム等の更なる強化に取り組み、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの満足度向上を目指してまいります。

## 5. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当企業グループは機械と技術の専門商社として、各種伝動機器、搬送装置、一般機械、産業資材その他の販売を主な事業とし、これに付帯する事業も営んでおります。

セグメント	担当エリア	取扱商品
東日本本部	北海道・東北・甲信越・関東地区、および同地区関係会社	国内における動力伝動機器、設備装置の取扱商品全般
西日本本部	東海・北陸・関西・中国・四国・九州地区、および同地区関係会社	
開発戦略本部	海外、海外子会社、および新商品開発部門	海外における動力伝動機器、設備装置の取扱商品全般、ならびに、産業資材の取扱商品全般、および新商品

## 6. 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

### (1) 当社

名称	所在地
大阪本社（本店）	大阪市北区梅田三丁目3番20号
東京本社	東京都港区港南二丁目16番2号
名古屋支店	名古屋市東区東桜一丁目14番11号
横浜支店	横浜市西区北幸二丁目15番10号
営業所	札幌市、仙台市、水戸市、宇都宮市、神栖市、千葉市、川越市、八王子市、静岡市、浜松市、四日市市、金沢市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市

（注）平成28年4月1日付で四国営業所（香川県高松市）を開設いたしました。

## (2) 主要な子会社

### ① 国内

名 称	所 在 地
ツバコー北日本株式会社	宮城県 仙台市
ツバコー北関東株式会社	栃木県 宇都宮市
ツバコー西関東株式会社	埼玉県 川越市
ツバコー東関東株式会社	千葉県 千葉市
株式会社ツバコー・ケー・アイ	神奈川県 横浜市
ツバコー東海株式会社	愛知県 名古屋市
株式会社ツバコー・エス・ケー	京都府 京都市
ツバコー関西株式会社	兵庫県 西宮市
ツバコー四国株式会社	愛媛県 松山市
ツバコー・ウエスト株式会社	広島県 広島市
ツバコー九州株式会社	福岡県 福岡市

(注) 平成28年4月1日付でツバコー四国株式会社は愛媛県松山市から、香川県高松市へ本社を移転いたしました。

### ② 海外

名 称	所 在 地
TSUBACO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
TSUBACO KTE CO., LTD.	タイ
上海椿本商貿有限公司	中国

## 7. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

当企業グループの従業員は675名（前年比14名増）であり、セグメント別に表すと以下のとおりであります。

なお、当社の従業員は462名（前年比20名増）であります。

セグメント	従業員数
東日本本部	189名
西日本本部	244名
開発戦略本部	127名
全社（共通）	115名
合計	675名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

## 8. 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 9. 重要な親会社および子会社の状況（平成28年3月31日現在）

### (1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社ツバコー・ケー・アイ	40	100	伝動機器・輸送装置等の販売
株式会社ツバコー・エス・ケー	10	100	伝動機器・輸送装置等の販売

重要な子会社2社を含む連結子会社は14社、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度における業績につきましては、「3. 財産および損益の状況の推移 (1) 企業集団の財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

## 10. 不正取引に関連した事項について

平成25年10月21日付にて、株式会社川端エンジニアリングから当社および当社元従業員を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額11億4,264万4,868円および、これに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員）を名古屋地方裁判所において提訴されております。

また、平成26年2月5日付にて、株式会社川端エンジニアリングから当社を被告とする請負代金請求（請負代金請求金額1,557万6,750円および、これに対する本来支払いすべきであった日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員）を名古屋地方裁判所において提訴されております。

なお、上記の訴訟による原告側の主張は当社の実事認識とは異なっており、当社として事実を明らかにするため、当社は、平成26年4月8日付にて、株式会社川端エンジニアリングおよび当社元従業員を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額18億2,192万2,168円および、これに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員）を名古屋地方裁判所において提訴いたしました。

現在、上記の訴訟は、平成26年9月12日付にて併合となり、審理が継続しております。



## Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- |                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数      | 80,000,000株                  |
| (2) 発行済株式の総数      | 32,489,845株（自己株式667,084株を含む） |
| (3) 株主総数          | 3,607名                       |
| (4) 大株主の状況（上位10名） |                              |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社 椿本チェーン	3,356	10.55
太陽生命保険株式会社	2,869	9.02
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	1,848	5.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,634	5.13
株式会社 三井住友銀行	1,423	4.47
三井住友信託銀行株式会社	1,411	4.43
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,400	4.40
宇和島土地株式会社	1,000	3.14
株式会社 りそな銀行	790	2.48
日本生命保険相互会社	756	2.38

- (注) 1. 持株比率は自己株式（667,084株）を控除して計算しております。  
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

##### (1) 取締役および監査役に関する状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	椿 本 哲 也	
取締役専務執行役員 (代表取締役)	石 関 春 夫	東日本営業総括 兼 開発戦略総括（技術室担当）
取締役専務執行役員	籠 島 武 弘	西日本営業総括
取締役専務執行役員	岡 本 正 風	管理総括 兼 管理本部長
取締役執行役員	大 河 原 治	経営戦略本部長 兼 経営企画室長 兼 広報室長（経営戦略・コンプライアンス担当）
取締役執行役員	春 日 部 博	管理本部副本部長
取 締 役	新 健 一	株式会社新工務所 代表取締役社長 株式会社新 代表取締役社長 タイガー計算器株式会社 代表取締役会長
監 査 役（常 勤）	本 倉 章 男	
監 査 役（常 勤）	山 北 薫	
監 査 役（常 勤）	中 島 省 三	
監 査 役（常 勤）	宮 崎 良 信	

- (注) 1. 取締役 新 健一氏は、社外取締役であります。  
 なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 中島省三氏および監査役 宮崎良信氏は、社外監査役であります。
3. 当社では、取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化を目的として、平成19年6月28日より執行役員制度を導入しております。  
 執行役員は15名であり、上記の取締役兼執行役員5名のほか、以下10名で構成されております。

地 位	氏 名	職名および重要な兼職の状況
専 務 執 行 役 員	伊 藤 弘 幸	東日本営業本部長
専 務 執 行 役 員	北 村 完	西日本営業本部長
常 務 執 行 役 員	山 村 純 一 郎	開発戦略本部副本部長（テクノマテ担当）
常 務 執 行 役 員	梅 澤 博	開発戦略本部副本部長（SRS担当）
上 席 執 行 役 員	京 谷 豊	東日本営業本部副本部長（動伝担当）
上 席 執 行 役 員	藤 重 卓 一	東日本営業本部副本部長（装置・施工管理担当） 兼 開発戦略本部副本部長（ATOMBD担当）
執 行 役 員	額 纈 准 志	西日本営業本部副本部長（装置・施工管理担当）
執 行 役 員	磯 部 好 伸	名古屋支店長（施工管理担当）
執 行 役 員	上 山 祥 郎	管理本部 購買部長
執 行 役 員	中 村 俊 裕	横浜支店長

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7名	270百万円	うち社外3名、34百万円
監 査 役	4名	59百万円	
合 計	11名	329百万円	

- (注) 1. 平成20年6月27日開催の第105回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額26百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含まず）、監査役の報酬限度額は月額7百万円以内であります。
2. 取締役（社外取締役を除く）の支給額には、当事業年度において利益連動報酬により算定し、費用処理した役員賞与75百万円が含まれております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与29百万円は含まれておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役 新 健一氏は、株式会社新工務所および株式会社新の代表取締役社長を、また、タイガー計算器株式会社の代表取締役会長を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	新 健 一	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	中 島 省 三	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに、また、監査役会17回のうち17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	宮 崎 良 信	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに、また、監査役会17回のうち17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## V 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の主要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の再任について、会計監査人の適格性、独立性および職務の遂行状況等に留意し、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## VI 業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### 1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理規定、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」という）の取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス室において、コンプライアンスの取り組みをグループ横断的に統括する。
- ③ 当社の代表取締役社長の下に内部監査部門（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス室および内部監査室）を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査し、必要に応じて当社グループの代表取締役社長および監査役に報告する。
- ④ 当社グループにコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス室に報告される体制とし、同室はそれ等の内容に応じ、当社の代表取締役・経営会議・取締役会・執行役員会・監査役会等へ報告するとともに、所定の手続を経て再発防止策を実施する。
- ⑤ コンプライアンス室と人事部門は連携して、当社グループの取締役および従業員に対するコンプライアンスに係わる研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、文書管理規定および情報保護管理規則にて職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

取締役および監査役は、文書管理規定により常時これ等の文書等を閲覧できるものとする。

また、当社グループ会社は、当社の文書管理規定、情報保護管理規則を準用し、当社と同水準の情報管理水準を自社で維持するものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、当社グループのリスクマネジメント規定を制定し、リスクマネジメント委員会によりグループ横断的な管理体制とし、事業損失の極小化をはかる。
  - ② この管理体制の下での、具体的なリスクの管理とそれへの対応は、次のとおりとする。
    - (i) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ横断的なリスク状況の監視および対応は、コンプライアンス室が行うものとする。
    - (ii) コンプライアンス室と内部監査室は、経理部門等との連携により当社グループのリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続を経てリスク管理体制の改善策および発生したリスクへの対応策等を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社グループは、以下の経営管理システムを用いて、各社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、取締役の職務の執行の効率化をはかる。
- ① 当社の経営会議による代表取締役社長の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
  - ② 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
  - ③ 取締役会および当社の執行役員会による月次業績等のレビューと改善策の実施
- 尚、当社グループ会社においては、「関係会社管理・運営規定」を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかる。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社グループ会社の経営状態の把握と指導および育成を推進し、当社グループの経営効率化をはかるため「関係会社管理・運営規定」を定め、当社グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス室は経理部門、人事部門等と連携してこれらを横断的に推進し、管理する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項等
- 当社の監査役会は、管理部門を管掌する取締役に求めて直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- 尚、当該従業員の考課、異動等を行う際には、監査役会の事前同意を得るものとする。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役または従業員が監査役あるいは監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、当社の管理部門を管掌する取締役と監査役会との協議により決定する。
  - ② 監査役あるいは監査役会へ報告を行った当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底する。
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備するとともに、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題等について意見交換をする。
  - ② 監査役は、内部監査部門と連携をはかり情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - ③ 監査役がその職務執行について、当社に対し必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用を速やかに処理するものとする。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本方針」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して、有効な内部統制の維持と改善および適正な評価を行っていくものとする。
- (10) 反社会的勢力の排除へ向けた対応
- 当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

- ① 当社グループの役員および社員に対し、「コンプライアンス・カード」や「Mission Statement Card」を配布し、携帯させることにより、日頃からコンプライアンスの基本事項や社是を再確認する機会をつくり、その周知徹底をはかっております。更に年2回のコンプライアンス・デーによる意識付けと、階層別コンプライアンス研修等の施策により、全社的なコンプライアンス意識の向上をはかっております。また、コンプライアンス室は、当社グループ各部門内のコンプライアンス状況のヒアリングを行い、その内容を踏まえ、必要な対応を行っております。
- ② 当社内外を窓口とする内部通報制度を設けており、「内部通報制度に関する規定」に基づきコンプライアンスに関する相談・通報を受け付けることにより、コンプライアンス問題の予防、早期発見およびその解決をはかっております。

### (2) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ① 管理総括役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを横断的に管理しております。当事業年度において、リスクマネジメント委員会を計4回実施し、「コンプライアンス」「取引」「重要なリスク」等の諸問題に対して確認、対応を行っております。
- ② コンプライアンス室、内部監査室は経理部等と連携の上、当社グループのリスク状況の把握・監視等を行うこととしており、部門別実施する業務点検においてリスク責任者・管理者に対し、部門内のリスク状況をヒアリングし、部門内で改善できるところは改善を指示し、その後のフォローを実施しております。  
また、全社的なリスクについては、リスクマネジメント委員会に報告し、適切な対応を行っております。

### (3) 取締役の職務執行の効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案に関する審議・業務執行の状況等の監督を実施しており、当事業年度において取締役会を計14回開催いたしました。また、当社では取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化をはかるため、執行役員制度を導入しており、当事業年度において、執行役員会を計14回開催いたしました。



(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

グループ会社の経営管理を含む管理については、「関係会社管理・運営規定」に基づき、所定の事前承認・報告事項について、子会社から事前に申請または報告を受けております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

- ① 社外監査役2名を含む監査役4名は、取締役会への出席およびその他の重要な会議への出席を通じて内部統制の整備・運用状況を確認しており、当事業年度において監査役会を計17回開催いたしました。
- ② 監査役は、会計監査人をはじめ内部監査部門（コンプライアンス室・内部監査室）と定期的に情報、意見を交換する場を設けており、当事業年度においては、会計監査人と計3回、コンプライアンス室と計4回、内部監査室と計3回実施し、監査の実効性を高めております。
- ③ 監査役は、当社グループの内部統制システム全般をモニタリングするため、定期的に内部統制部門との会議を開催し、より効率的な運用について助言等を行っております。

(6) 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会は、内部統制システムの整備、運用および評価に関する計画に基づき財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しており、当事業年度において内部統制委員会を計3回開催いたしました。

(7) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループでは、「グループ企業倫理規定」を定めており、この規定に沿った業務の運用を徹底しており、部門別を実施する業務点検において、その運用状況の確認をしております。

また、人事総務部が対応部署として、外部専門機関との連携や情報交換を随時実施しております。

---

(注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。  
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	52,833	<b>負 債 の 部</b>	36,098
<b>流動資産</b>	41,889	<b>流動負債</b>	33,574
現金及び預金	3,986	支払手形及び買掛金	30,456
受取手形及び売掛金	30,023	未払法人税等	516
電子記録債権	4,740	前受金	1,574
商品及び製品	2,015	繰延税金負債	11
仕掛品	465	役員賞与引当金	40
繰延税金資産	194	工事損失引当金	35
その他	655	偶発損失引当金	279
貸倒引当金	△191	その他	659
<b>固定資産</b>	10,943	<b>固定負債</b>	2,523
<b>有形固定資産</b>	972	長期未払金	256
建物	809	退職給付に係る負債	1,601
減価償却累計額	△208	繰延税金負債	461
機械装置及び運搬具	397	その他	204
減価償却累計額	△263		
工具器具及び備品	335		
減価償却累計額	△274		
土地	176		
リース資産	2		
減価償却累計額	△1		
<b>無形固定資産</b>	105		
<b>投資その他の資産</b>	9,865		
投資有価証券	8,741		
長期貸付金	5		
長期未収入金	1,450		
繰延税金資産	75		
退職給付に係る資産	2		
その他	1,165		
貸倒引当金	△1,575		
<b>資産合計</b>	52,833		
		<b>純資産の部</b>	16,735
		<b>株主資本</b>	13,820
		資本金	2,945
		資本剰余金	1,805
		利益剰余金	9,265
		自己株式	△196
		<b>その他の包括利益累計額</b>	2,685
		その他有価証券評価差額金	2,758
		繰延ヘッジ損益	△15
		為替換算調整勘定	102
		退職給付に係る調整累計額	△160
		<b>非支配株主持分</b>	229
		<b>負債及び純資産合計</b>	52,833

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		88,711
売 上 原 価		76,732
売 上 総 利 益		11,979
販売費及び一般管理費		9,681
営 業 利 益		2,298
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	233	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	29	
そ の 他	35	302
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25	
売 上 割 引	46	
為 替 差 損	38	
支 払 手 数 料	43	
支 払 保 証 料	14	
そ の 他	4	172
経 常 利 益		2,428
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30	37
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	9	
ゴルフ会員権評価損	14	23
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,442
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	871	
法 人 税 等 調 整 額	△5	866
当 期 純 利 益		1,575
非支配株主に帰属する当期純利益		39
親会社株主に帰属する当期純利益		1,536

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,945	1,805	8,046	△194	12,604
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△318	—	△318
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	1,536	—	1,536
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,218	△1	1,216
当 期 末 残 高	2,945	1,805	9,265	△196	13,820

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,662	△6	148	△104	4,700	223	17,527
当連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△318
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	1,536
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,904	△8	△45	△56	△2,014	5	△2,008
当連結会計年度中の変動額合計	△1,904	△8	△45	△56	△2,014	5	△792
当 期 末 残 高	2,758	△15	102	△160	2,685	229	16,735

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 14社

- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ツバコー・ケー・アイ  
株式会社ツバコー・エス・ケー

当社の100%子会社であるツバコー北海道販売株式会社は、平成27年4月1日をもってツバコー北日本株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しているため、連結の範囲から除いております。

また、当社の100%子会社であるツバコーセールスエンジニアリング株式会社は、平成27年7月1日をもって、当社を存続会社とする吸収合併により消滅しているため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 非連結子会社の数 3社

- ・ TSUBACO (HONG KONG) CO., LTD.
- ・ TSUBACO KOREA CO., LTD.
- ・ PT. TSUBACO INDONESIA

#### (連結の範囲から除いた理由)

当該3社の合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 3社

- ・ TSUBACO (HONG KONG) CO., LTD.
- ・ TSUBACO KOREA CO., LTD.
- ・ PT. TSUBACO INDONESIA

#### (2) 持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTSUBACO SINGAPORE PTE. LTD.、TSUBACO KTE CO., LTD.、上海椿本商貿有限公司の決算日は平成27年12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、平成28年1月1日から平成28年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

- a 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- b その他有価証券  
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

- a 商品及び製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- b 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 15年～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | 5年～12年  |
| 工具器具及び備品  | 2年～15年  |
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法によっております。  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、不正取引の消去に伴い生じた長期未収入金を含む貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金……………子会社の役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金……………受注工事にかかる将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事契約について、その損失見込額を計上しております。
- ④ 偶発損失引当金……………不正取引に関連した取引先等から損害賠償請求等を受ける可能性があるため、当社の損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法……………

- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

- (5) 収益および費用の計上基準……………完成工事高および完成工事原価の計上基準  
 ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
 ・工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）  
 ②その他の工事  
 ・工事完成基準
- (6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
 ……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段およびヘッジ対象……………為替予約取引（外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引）
- ③ ヘッジ方針……………外貨建取引については為替リスクを、ヘッジする方針であり、投機的な取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法……………ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を直接結び付けて判定しております。
- ⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの  
 ……………リスク管理は取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部にて行っております。
- (8) その他重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産
 

投資有価証券	333百万円
担保に係る債務金額	671百万円
2. 平成25年3月期に発覚の不正取引に関連して発生したものが、以下のとおり含まれております。
  - (1) 固定資産
 

投資その他の資産	
長期未収入金	1,450百万円
貸倒引当金	△1,450百万円
  - (2) 流動負債
 

偶発損失引当金	279百万円
---------	--------
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。  
 連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
 

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	3,000百万円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 35百万円

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普通株式	32,489,845	—	—	32,489,845

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普通株式	661,223	5,861	—	667,084

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5,861株

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	222	7.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	95	3.00	平成27年9月30日	平成27年12月3日



- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成28年6月29日開催予定の第113回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	318	利益剰余金	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(注) 平成28年3月期 期末配当金の内訳 普通配当7円00銭、記念配当3円00銭

## 6. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式につきましては四半期毎に時価の把握を行っております。

また、デリバティブ取引については、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なおデリバティブ取引に係るリスク管理体制については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部において集中して管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当期の連結決算日である平成28年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	3,986	3,986	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	30,023	30,023	—
(3) 電 子 記 録 債 権	4,740	4,740	—
(4) 投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券	8,379	8,379	—
(5) 長 期 未 収 入 金 貸 倒 引 当 金(※2)	1,450		
	△1,450		
	—	—	—
(6) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	(30,456)	(30,456)	—
(7) デ リ バ テ ィ ブ 取 引	(21)	(21)	—

※1 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

※2 長期未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期未収入金

長期未収入金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を以って時価としております。

(6) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金および当該買掛金の時価に含めて記載しております(上記(2)および(6)参照)。また時価は為替予約等の予定取引によって生じたものであります。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額362百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	518円69銭
2. 1株当たり当期純利益	48円29銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>49,822</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>35,463</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>39,370</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>33,301</b>
現 金 及 び 預 金	2,699	支 払 手 形	5,133
受 取 手 形	3,240	買 掛 金	24,566
電 子 記 録 債 権	4,224	未 払 金	252
売 掛 金	27,162	未 払 法 人 税 等	341
商 品 及 び 製 品	1,302	前 受 金	880
仕 掛 品	311	預 り 金	1,652
前 渡 金	245	工 事 損 失 引 当 金	4
繰 延 税 金 資 産	112	偶 発 損 失 引 当 金	279
そ の 他	157	そ の 他	190
貸 倒 引 当 金	△86	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,162</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>10,451</b>	退 職 給 付 引 当 金	1,292
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>870</b>	長 期 未 払 金	249
建 物	714	長 期 預 り 金	186
減 価 償 却 累 計 額	△168	繰 延 税 金 負 債	434
機 械	303		
減 価 償 却 累 計 額	△199	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>14,358</b>
車 両 運 搬 具	7	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,758</b>
減 価 償 却 累 計 額	△5	資 本 金	2,945
工 具 器 具 及 び 備 品	272	資 本 剰 余 金	1,811
減 価 償 却 累 計 額	△227	資 本 準 備 金	750
土 地	175	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,061
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>105</b>	資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 減 少 差 益	878
ソ フ ト ウ ェ ア	96	自 己 株 式 処 分 差 益	182
そ の 他	8	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,197</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>9,475</b>	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,197
投 資 有 価 証 券	7,930	別 途 積 立 金	5,850
関 係 会 社 株 式	399	繰 越 利 益 剰 余 金	1,347
関 係 会 社 出 資 金	50	<b>自 己 株 式</b>	<b>△196</b>
長 期 未 収 入 金	1,450	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>2,600</b>
そ の 他	1,204	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,615
貸 倒 引 当 金	△1,558	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△15
<b>資 産 合 計</b>	<b>49,822</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>49,822</b>

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		81,549
売 上 原 価		72,793
売 上 総 利 益		8,755
販売費及び一般管理費		7,331
営 業 利 益		1,424
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	652	
雑 収 入	69	721
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
売 上 割 引	39	
支 払 手 数 料	43	
雑 損 失	16	124
経 常 利 益		2,021
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30	30
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	9	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	10	19
税 引 前 当 期 純 利 益		2,032
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	569	
法 人 税 等 調 整 額	26	595
当 期 純 利 益		1,437

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 本 金 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	2,945	750	1,061	1,811	4,900	1,178	6,078	△194	10,641
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△318	△318	—	△318
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	1,437	1,437	—	1,437
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	950	△950	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△1	△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	950	168	1,118	△1	1,116
当 期 末 残 高	2,945	750	1,061	1,811	5,850	1,347	7,197	△196	11,758

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 誤 差 額 等	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	4,391	△6	4,384	15,026
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△318
当 期 純 利 益	—	—	—	1,437
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△1,776	△8	△1,784	△1,784
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△1,776	△8	△1,784	△667
当 期 末 残 高	2,615	△15	2,600	14,358

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法
- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券
- イ) 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ロ) 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ 子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
- ① 商品及び製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |          |         |
|----------|---------|
| 建物       | 15年～47年 |
| 機械       | 5年～12年  |
| 車輛運搬具    | 6年      |
| 工具器具及び備品 | 2年～15年  |
- ② 無形固定資産……………定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ 長期前払費用……………均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
4. 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、不正取引の消去に伴い生じた長期未収入金を含む貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

- ② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②教理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。  
教理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- ③ 工事損失引当金……………受注工事にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事契約について、その損失見込額を計上しております。
- ④ 偶発損失引当金……………不正取引に関連した取引先等から損害賠償請求等を受ける可能性があるため、当社の損失負担見込額を計上しております。
5. 収益および費用の計上基準  
完成工事高および完成工事原価の計上基準 ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
・工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）  
② その他の工事  
・工事完成基準
6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準  
……………外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法  
① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段およびヘッジ対象……………為替予約取引（外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引）
- ③ ヘッジ方針……………外貨建取引については為替リスクをヘッジし、投機的な取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を直接結び付けて判定しております。
- ⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの  
……………リスク管理は、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部にて行っております。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表および損益計算書の明瞭性を高めることを目的として表示方法を見直した結果、以下のとおり表示方法の変更を行っております。

(貸借対照表)

- (1) 前事業年度において、区分掲記しておりました流動資産の「前払費用」は、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
- (2) 前事業年度において、区分掲記しておりました投資その他の資産の「従業員長期貸付金」、「関係会社長期貸付金」、「長期前払費用」、「敷金」、「会員権」は、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
- (3) 前事業年度において、区分掲記しておりました流動負債の「未払費用」は、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「売上原価」の「商品製品及び仕掛品期首たな卸高」、「当期仕入高」、「商品製品及び仕掛品期末たな卸高」はそれぞれ区分掲記しておりましたが、当事業年度より「売上原価」として一括掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権                                   | 7,356百万円  |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債務                                   | 1,733百万円  |
| 3. 関係会社に対する長期金銭債権                                   | 244百万円    |
| 4. 担保に供している資産                                       |           |
| 投資有価証券  | 333百万円    |
| 担保に係る債務金額   | 671百万円    |
| 5. 平成25年3月期に発覚の不正取引に関連して発生したものが、以下のとおり含まれております。     |           |
| (1) 固定資産  |           |
| 投資その他の資産  |           |
| 長期未収入金  | 1,450百万円  |
| 貸倒引当金   | △1,450百万円 |
| (2) 流動負債  |           |
| 偶発損失引当金   | 279百万円    |
| 6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。 |           |
| 当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。          |           |
| 貸出コミットメントの総額  | 3,000百万円  |
| 借入実行残高  | —百万円      |
| 差引額   | 3,000百万円  |

4. 損益計算書に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高  |           |
| (1) 営業取引      |           |
| 売上高           | 17,161百万円 |
| 仕入高           | 1,547百万円  |
| (2) 営業取引以外の取引 | 484百万円    |



## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普通株式	661,223	5,861	—	667,084

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5,861株

## 6. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(流動)

貸倒引当金繰入限度超過額	30百万円
未払事業税	30百万円
繰延ヘッジ損益	6百万円
その他	44百万円
小計	<u>112百万円</u>
評価性引当額	<u>△0百万円</u>
繰延税金資産計(流動)	112百万円

(固定)

長期未払金	77百万円
退職給付引当金	400百万円
保有株式等評価損	333百万円
不正取引による影響額	536百万円
その他	36百万円
小計	<u>1,384百万円</u>
評価性引当額	<u>△952百万円</u>
繰延税金資産計(固定)	432百万円
繰延税金負債(固定)と相殺	<u>△432百万円</u>
繰延税金資産(固定)の純額	—百万円

(繰延税金負債)

(固定)

その他有価証券評価差額金	<u>△867百万円</u>
繰延税金負債計(固定)	△867百万円
繰延税金資産(固定)との相殺	432百万円
繰延税金負債(固定)の純額	<u>△434百万円</u>

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立されたことに伴い、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率を変更しております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が19百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が36百万円、その他有価証券評価差額金が55百万円、繰延ヘッジ損益(借方)が0百万円それぞれ増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	株式会社エーエ	大阪市 北区	17,076	機械器具等の 製造・販売	(被所有) 直接10.6	各種機材等 の仕入	製品の仕入	17,731	買掛金	7,754

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

取引条件の決定方法は、一般取引と同様に市場価格ならびに総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

### 2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ツバコー・ケー・アイ	横浜市 西区	40	機械器具等の 販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等 の販売役員 の兼任	製品の販売	2,473	売掛金	1,065
子会社	株式会社ツバコー・エス・ケー	京都市 下京区	10	機械器具等の 販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等 の販売役員 の兼任	製品の販売	2,353	売掛金	1,058
子会社	株式会社ツバコー東海㈱	名古屋 市東区	21	機械器具等の 販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等 の販売役員 の兼任	製品の販売	1,544	売掛金	733
子会社	株式会社ツバコー・ウエスト㈱	広島市 東区	10	機械器具等の 販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等 の販売役員 の兼任	製品の販売	1,531	売掛金	668
子会社	株式会社ツバコー九州㈱	福岡市 博多区	10	機械器具等の 販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等 の販売役員 の兼任	製品の販売	1,465	売掛金	658
子会社	株式会社ツバコー西関東㈱	埼玉県 川越市	30	機械器具等の 販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等 の販売役員 の兼任	製品の販売	1,289	売掛金	582
子会社	TSUBACO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガ ポール	シンガポール ドル 500,000	機械器具等の 販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等 の販売役員 の兼任	製品の販売	1,430	売掛金	515
子会社	株式会社ツバコー関西㈱	兵庫県 西宮市	10	機械器具等の 販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等 の販売役員 の兼任	製品の販売	1,047	売掛金	513

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

取引条件の決定方法は、一般取引と同様に市場価格ならびに総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

### 3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の 子会社	株式会社E & M	京都府 長岡京市	460	機械器具等の 製造・販売	—	各種機材等 の仕入	製品の仕入	4,854	買掛金	1,809
主要株主の 子会社	株式会社バルクシステム	大阪府 豊中市	150	機械器具等の 製造・販売	—	各種機材等 の仕入	製品の仕入	2,203	買掛金	933

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

取引条件の決定方法は、一般取引と同様に市場価格ならびに総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 451円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円16銭  |

### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 10. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月17日

椿本興業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山和弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田俊之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、椿本興業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、椿本興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月17日

椿本興業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山和弘 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 前田俊之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、椿本興業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の通り監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門、その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内外子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月24日

椿本興業株式会社 監査役会

常勤監査役 本 倉 章 男 ⑩

常勤監査役 山 北 薫 ⑩

常勤監査役  
(社外監査役) 中 島 省 三 ⑩

常勤監査役  
(社外監査役) 宮 崎 良 信 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への期間損益に応じた適正かつ安定的な利益還元、経営基盤の強化、今後の事業展開に必要な内部留保の充実をはかることを総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、本年10月に迎えます創業100周年の記念配当を含め、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項および総額

当社普通株式1株につき、普通配当7円、記念配当3円、合計10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は318,227,610円となります。

これにより、中間配当金（3円）を含めました当期の年間配当金は1株につき13円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分に関しては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,020,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,020,000,000円



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう、変更案第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第32条（取締役の責任免除）および第42条（監査役の責任免除）を変更するものであります。
- なお、現行定款第32条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第16条（条文省略）  (新設)	第1条～第16条（現行どおり）  <u>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>  <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第17条～第31条（条文省略）	第18条～第32条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>第32条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第33条（取締役の責任免除）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第33条～第41条（条文省略）</p>	<p>第34条～第42条（現行どおり）</p>
<p>第42条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第43条（監査役の責任免除）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第43条～第50条（条文省略）</p>	<p>第44条～第51条（現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため、社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	榎本 哲也 (昭和30年3月11日)	平成元年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 平成5年6月 当社専務取締役（代表取締役） 平成9年6月 当社取締役社長（代表取締役）（現在） 平成17年7月 当社SRS事業管掌 平成19年7月 当社海外事業総括 平成23年10月 当社開発戦略本部長	162,000株
2	石関 春夫 (昭和19年4月15日)	昭和42年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成18年10月 当社東日本営業本部副本部長 装置担当 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成19年7月 当社東日本営業本部長 平成24年4月 当社開発戦略本部副本部長 ATOMBD担当 平成25年6月 当社取締役専務執行役員（代表取締役） 東日本営業総括 兼 開発戦略総括（現在） 平成27年4月 当社技術室担当（現在）	42,000株
3	春日 部博 (昭和24年9月8日)	昭和47年4月 当社入社 平成21年10月 当社執行役員 平成22年6月 当社財經担当 平成23年6月 当社取締役執行役員（現在） 平成23年10月 当社管理本部副本部長（現在）	13,200株
4	※ 伊藤 弘幸 (昭和21年4月3日)	昭和44年4月 当社入社 平成4年4月 ツバコー北海道販売株式会社（現 ツバコー北日本株式会社）代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役執行役員 平成19年7月 当社取締役執行役員 東日本営業本部副本部長 動伝担当 平成24年4月 当社取締役執行役員 東日本営業本部副本部長（本部長補佐） 平成25年6月 当社取締役執行役員 東日本営業本部長 平成26年6月 当社専務執行役員 東日本営業本部長（現在）	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	※ 北村 完 (昭和23年4月9日)	昭和47年4月 当社入社 平成13年4月 ツバコー滋賀販売株式会社(現 株式会社ツバコー・エス・ケー) 代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役執行役員 西日本営業本部副本部長 動伝担当 兼 動伝事業部長 平成24年4月 当社取締役執行役員 西日本営業本部副本部長 動伝担当 平成25年6月 当社取締役執行役員 西日本営業本部長 平成26年6月 当社専務執行役員 西日本営業本部長(現在)	12,000株
6	※ 香田昌司 (昭和33年11月8日)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社グローバル推進グループ 東日本営業部長 平成22年4月 TSUBACO SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役 平成25年10月 当社経営戦略本部 部長 兼 同本部営業企画室長(現在) 平成27年6月 当社経営戦略本部 東京経営戦略室長(現在)	0株
7	※ 新 健一 (昭和33年11月13日)	昭和57年4月 住友商事株式会社入社 平成2年12月 株式会社アタラシ取締役社長 平成18年2月 株式会社エムジー・アタラシ(現 株式会社新工務所) 代表取締役 平成20年3月 同社代表取締役社長(現在) 平成23年6月 当社社外取締役(現在) (重要な兼職の状況) 株式会社新工務所 代表取締役社長 株式会社新 代表取締役社長 タイガー計算器株式会社 代表取締役会長	10,000株
8	※ 二宮秀樹 (昭和30年3月15日)	昭和56年1月 早駒運輸株式会社入社 平成2年7月 同社取締役 平成4年7月 同社常務取締役 平成12年7月 同社代表取締役専務(現在) (重要な兼職の状況) 早駒運輸株式会社 代表取締役専務 早駒商事株式会社 代表取締役社長 早駒マリンサービス株式会社 代表取締役社長	0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する記載事項
- (1) 新 健一氏および二宮秀樹氏の両氏は社外取締役候補者であります。  
なお、取締役 新 健一氏は株式会社東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
- また、二宮秀樹氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員になる予定であります。
- (2) 新 健一氏は、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験や知見をもとに、引き続き当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 二宮秀樹氏は、会社経営における豊富な経験と知見を有しており、客観的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 新 健一氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
- (5) 責任限定契約の内容の概要
- ① 当社は、新 健一氏との間において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。
- ② 当社は、二宮秀樹氏が原案どおり選任された場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	やまきた かおる 山北 薫 (昭和25年7月12日)	昭和48年4月 当社入社 平成17年4月 当社財経部 東京財経室長 平成19年10月 当社財経部 大阪財経室長 平成21年4月 当社財経部長 平成22年8月 当社理事 平成24年6月 当社監査役（常勤）（現在）	7,000株
2	※ おおが わら おさむ 大河原 治 (昭和25年7月2日)	昭和49年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役執行役員（現在） 平成21年7月 当社企画・コンプライアンス担当 平成21年10月 当社経営企画・コンプライアンス担当 兼 経営企画管理センター長 平成22年4月 当社営業企画担当 兼 経営企画管理センター経営企画室長 平成23年10月 当社経営戦略本部長 兼 経営企画室長 兼 広報室長（経営戦略・コンプライアンス担当）（現在）	24,000株
3	※ うしだ まさや 牛田 雅也 (昭和28年1月9日)	昭和54年4月 株式会社椿本チエイン 入社 平成6年4月 台湾椿本股份有限公司 董事 平成13年4月 株式会社椿本チエイン チェーン事業部 海外営業部長 平成14年4月 Tsubaki of Canada Limited 取締役社長 平成20年6月 株式会社椿本チエイン執行役員 欧州事業 推進担当 Tsubakimoto Europe B.V. 代表取締役 社長 平成25年6月 株式会社椿本チエイン上席執行役員 内 部監査室長 平成26年6月 同社 上席執行役員 CSR推進センタ ー長 兼 大阪支社長（現在） 平成27年7月 株式会社ツバキサポートセンター 代表 取締役社長（現在）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	※ やま もと なお みち 山本直道 (昭和43年11月18日)	平成4年10月 日本公認会計士協会 会計士補登録 アーサーアンダーセン会計事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 平成8年1月 日本公認会計士協会 公認会計士登録 平成13年10月 第二東京弁護士会 弁護士登録 東京青山・青木法律事務所(現 ベーカーアンドマッケンジー法律事務所) 入所 平成19年5月 ノースウェスタン大学ロースクール卒業 (L.L.M.) 平成24年5月 山本直道法律事務所開設 代表弁護士 (現在) 山本直道公認会計士事務所開設 代表 (現在) 平成26年10月 ウチダエスコ株式会社 取締役(社外取締役)(現在) (重要な兼職の状況) 山本直道法律事務所 代表弁護士 山本直道公認会計士事務所 代表	0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 牛田雅也氏は、平成28年6月21日付で、株式会社ツバキサポートセンターの代表取締役社長を、平成28年6月29日付で、株式会社椿本チエインの上席執行役員を退任する予定であります。
4. 社外監査役候補者に関する記載事項
- (1) 牛田雅也氏および山本直道氏の両氏は社外監査役候補者であります。
- (2) 牛田雅也氏は、会社経営や海外勤務などにおける幅広い知識と見識、豊富な経験を有しており、経営全般の監視等の職務を遂行していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 山本直道氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士および公認会計士として培われた専門的な知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
- (4) 牛田雅也氏は、現在、当社の特定関係事業者である株式会社椿本チエインの業務執行者であり、同社より金銭その他の財産を過去2年間において受領しており、また、同社上席執行役員を退任するにあたり、受領する予定であります。
- (5) 山本直道氏が、原案どおり選任された場合、新たに独立役員になる予定であります。
5. 当社は、牛田雅也氏、山本直道氏が原案どおり選任された場合、両氏との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- また、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件とし、山北 薫氏、大河原 治氏が原案どおり選任された場合、両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
植野 禎 仁 (昭和51年4月9日)	平成12年10月 第一東京弁護士会 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 平成18年6月 シカゴ大学ロースクール卒業 (L.L.M.) 平成19年5月 ジョージタウン大学ローセンター卒業 (L.L.M.) 平成20年3月 東京青山・青木・狛法律事務所(現 ベーカーアンドマッケンジー法律事務所) 入所 平成27年5月 植野法律事務所 開設(現在) 平成28年1月 日本公認会計士協会 準会員登録(現在) (重要な兼職の状況) 植野法律事務所 弁護士	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する記載事項

- (1) 植野禎仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (2) 植野禎仁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知見を有しており、社外監査役に就任した場合には、その知見を当社の監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
- (3) 当社は、植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (4) 植野禎仁氏が、社外監査役に就任した場合、独立役員になる予定であります。



## 第 6 号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額および監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第105回定時株主総会において、取締役月額2,600万円以内、監査役月額700万円以内として、それぞれご承認をいただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化や、今後の機動的な報酬政策を可能とすることなどを考慮いたしまして、現行の月額による定めを年額による定めに変更、取締役の報酬額を年額31,200万円以内（うち社外取締役分は年額1,800万円以内）、監査役の報酬額を年額8,400万円以内とそれぞれ改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

また、取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名であります。第3号議案および第4号議案がそれぞれ原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名となります。

以上

MEMO

## 〔株主総会会場ご案内図〕

〈会場〉 大阪市北区梅田三丁目 3 番20号  
明治安田生命大阪梅田ビル29階（当社会議室）  
電話 06-4795-8800(代)

〈交通〉 JR大阪駅（桜橋口出口）より徒歩約 7 分  
地下鉄西梅田駅（3 番出口）より徒歩約 5 分

